

最終化パッケージの全体像

検討の背景と合意の意義

所要自己資本の全体水準を大きく引き上げない バランスの取れた規制枠組みに

バーゼルⅢ（国際的な銀行の自己資本比率規制等）の最終化に伴い、金融危機の発生を契機に開始された金融規制枠組みのグローバルな改革はおおむね完了した。これと同時に、国債などのソブリン向け与信の扱いについては、現行の規制を変更しないこととなった。今般の合意は、規制の簡素さや比較可能性を向上させつつリスク感度の維持にも配慮したバランスの取れたものとなっており、本邦金融機関にとつても、十分対応可能な内容と考えられる。今後は、本邦金融機関の対応状況等を注視しつつ、円滑な国内実施に取り組むとともに、規制の影響についての国際的な検証作業にも、わが国としてしっかりと参画し、貢献していく必要がある。

金融庁

総務企画局 総務課国際室

国際銀行規制調整官 大城 健司

日本銀行 金融機構局 参事役 峯岸 誠

合意内容の概要

昨年12月7日、フランクフルトにおいて、バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS）会合が開催され、金融危機後のグローバルな規制改革作業

の一つである「バーゼルⅢ」の枠組みを最終化することが了承された。会合後のプレスリリースにおいて、GHOS議長であるドラギECB総裁が指摘したとおり、これによって金融危機の発生を契機に開始された金融規制に関するグローバルな改革がおおむね完了したこととなる。

会合では、バーゼルⅢの最終化とあわせて、ソブリン向け与信の扱いについても議論され（注）、現行の規制を見直すことなくバーゼル委での検討作業を終わらせることとなった。こうした決定により、規制を巡る不確実性が払拭されたことは、銀行に世界経済の成長に資する前向きな

活動を促す意味でプラスと考えられる。

バーゼルⅢの最終化は、主として自己資本比率の分母であるリスクアセットの計測改善を目的としたものであり（その趣旨については後述）、そのおもな構成要素および適用開始時期は、図表1のとおりである。

「仮想通貨行政」に初めての洗礼、 規制強化はどのくらいまで必要？

世界で初めて仮想通貨の取引所に登録制を導入した金融庁の「仮想通貨行政」に次なる課題がのしかかっている。コインチェックが引き起こした巨額の仮想通貨流出事件を受けて、業界では失った信頼を回復するため、仮想通貨を金商法の適用対象にするといった規制強化要望論が浮上している。しかし、ほぼ投機商品でしかない仮想通貨の規制強化による利用者保護を、政府が税金を投入して一段と整備すべきなのか。金融庁は「まずは自主規制」で対応してもらおう構えた。

世界初の登録制導入が一転、 試験の時に

「世界初」の鳴り物入りで昨年4月にスタートした仮想通貨行政が、早くも試験の時を迎えている。1月26日、仮想通貨取引所を営むコインチェックにおいて約580億円相当の仮想通貨「NEM」が不正アクセスによって流出した。2017年4月に改正資金決済法が施行されたことで、金融庁は世界で初めて仮想通貨と現金を交換する仮想通貨交換業者に「登録制」を導入。同社は登録審査中の身分である法律上の「みなし業者」だが、制度導入以降、初めての大規模な流出事件となった。

NEMの流出で被害を受けた利用者は約26万人。1月28日に発表された補償方針によれば、NEMの保有者に対しては流出額の8割相当を日本円で返金し、総額460

億円を同社の自己資金から支払うという。

歴史的とも言える今回の流出事件に対し、金融庁の対応は迅速だった。1月26日、事件が発生した当日にコインチェックから報告を受け、29日には同社の報告を「きわめて不十分な内容」として、資金決済法に基づき業務改善命令を発した。そしてすべての仮想通貨交換業者とみなし業者に対して、システムの再点検を求める注意喚起や緊急調査を実施することを表明。2月1日にはシステムリスク管理体制について速やかに回答するよう、資金決済法に基づく報告徴求命令を发出した。2日には「改善命令の実施状況をリアルタイムに把握して顧客保護に万全を期す」（金融庁）ため、コインチェックからの業務改善命令に対する報告（2月13日期限）を待つことなく同社への立入検査を開始した。

コインチェックは、「1兆円超という地

銀レベルの預り資産を保有している可能性がある」（専門家）という。同社の設立は5年半前。社員数は70名程度であり、十分なセキュリティ対策を怠った理由として「人材不足」をあげたのも無理からぬ話。「あまりの市場の急成長ぶりに人材獲得が追いついていない業者も多い」（同）なか、今後も同種の事件が起こらない保証はない。

業界からもあがる

規制強化要望

失った信頼の回復に向けて、仮想通貨交換業者からも「さらに踏み込んで規制強化すべき」との要望が出ている。仮想通貨取引所を運営するフィスコデジタルアセットグループの田代昌之代表取締役は、「まず自主規制団体を作り、自主ルールを策定のうえ、分別保管など最低限のセキュリティを遵守するよう、業界内でチェックする体制整備が必要」と話す。そして「月一回セキュリティ遵守状況や財務状況を当局に報告する枠組みが望ましい」（同）と言う。

今回の事件を契機に、これまで自主規制団体に名乗りを上げていた2団体が統合に向かう動きが報じられている。しかし、ある仮想通貨交換業者は「2団体は仲違いしている子どもの集まり。当局のトップダウンで決めてもらうしかない」と金融庁の対応に期待を込める。

規制強化を巡っては、仮想通貨交換業者の登録時の財産要件や、顧客資産保全のあ

日本でも本格化し始めた 社会的インパクト投資

専門プレーヤーに限られるなか、 金融機関による市場構築のリードに期待

これまでは欧米が先行して活発に取り組んでいた「社会的インパクト投資」において、日本でもようやく投資事例が増えつつあり、注目度も急速に高まってきている。本稿では、社会的インパクト投資の概要を解説し、国内外の動向や実際の投資案件を概観することで、今後の社会的インパクト投資の広がりの可能性と課題を考えたい。また、金融機関の果たしうる役割についても考察する。

社会的投資推進財団

代表理事

青柳 光昌



世界の運用額は1140億ドルとの調査結果も

社会的インパクト投資とは、財務的リターンと並行して社会的・環境的インパクトを同時に生み出すことを意図する投資である。換言すれば、一般的な投資判断が「経済的（財務的）評価」のみで行われているのに対し、「社会的インパクト評価」も判断基準に加えることにより、投資による社会性と経済性を両

立させようとするものである。

従来、医療・保健、福祉、子育て、教育、コミュニティ再生、環境保全等の社会の課題に対する取組みは公的機関である政府や地方自治体に加えて民間のNPOやボランティアによる活動がおもに担ってきた。そして、その取組みに必要な資金は、税金や寄付金、民間財団等からの助成金が長らく支えてきている。一方で、企業としての事業活動を通じて、社会課題の解決を目

的に据えた民間企業の存在とその活躍ぶりも、最近では広く認識され始めている。こうした事業者の資金調達の方々は、寄付や助成金に頼るのではなく、金融機関からの融資や投資家からの出資といった商業ベースのものとも変わらず、多種多様に存在しており、年々その力強さを増してきている。

2013年6月の先進国首脳会議で、議長国である英国のキャメロン首相（当時）の呼びか

けにより、社会的インパクト投資をグローバルに推進することを目的として創設されたのがGSIG (Global Social Impact Investment Steering Group) である。発足当初は「G8社会的インパクト投資タスクフォース」と呼ばれていたが、15年8月に新たに5カ国が参画したタイミングでその名称をGSIGへ変更した。GSIGの議長は、英国の休眠預金活用基金「ビッグ・ソサエティ・キャピタル」の創設